第二百三十六条の七十二　法第百三十二条の八十五第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

（国土交通省令で定める総重量）

第二百三十六条の七十三　法第百三十二条の八十五第二項及び第三項並びに法第百三十二条の八十六第三項及び第四項の国土交通省令で定める総重量は、二十五キログラムとする。

（飛行禁止空域における飛行の許可）

第二百三十六条の七十四　法第百三十二条の八十五第二項又は第四項第二号の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　無人航空機の登録記号（第二百三十六条第一項の試験飛行を行う場合にあつては、同条第三項の届出番号。以下同じ。）

三　飛行の目的、日時、経路及び高度

四　飛行禁止空域を飛行させる理由

五　無人航空機の機体認証書番号（法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項）

六　無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号（法第百三十二条の八十五第四項第二号の許可を受けようとする者にあつては、無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項）

七　無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項

八　飛行させる飛行禁止空域に応じたリスクの分析及び評価の結果を踏まえて講ずる措置に関する事項（法第百三十二条の八十五第二項の許可を受けようとする場合に限る。）

九　その他参考となる事項

（安全を確保するために必要な措置）

第二百三十六条の七十五　法第百三十二条の八十五第三項及び法第百三十二条の八十六第四項の国土交通省令で定める措置は、無人航空機を安全に飛行させるために必要な事項を記載した規程の作成及び当該規程の遵守とする。

2　前項の規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一　使用する無人航空機の定期的な点検及び整備に関する事項

二　無人航空機を飛行させる者の技能の維持に関する事項

三　当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整つていることの確認に関する事項

四　無人航空機を飛行させる者及び補助者の役割分担その他無人航空機の飛行に係る安全管理体制に関する事項

五　無人航空機の事故等が発生した場合における連絡体制の整備その他必要な措置に関する事項

六　その他飛行の特性に応じた措置に関する事項

（法第百三十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の七十六　法第百三十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

一～四　（略）

第二百三十六条の十三　法第百三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域は、国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区（地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を除く。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（法第百三十二条第一項の規定を適用しない無人航空機の飛行）

第二百三十六条の十四　法第百三十二条第二項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。

一～四　（略）